

戸籍・戸籍附票・身分証明書等郵送請求書

(宛先) 周南市長

(請求日) 令和 年 月 日

① 請求者	(ふりがな) 氏名	-----	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
	住所	(〒 -)	※返送先は請求者の住民登録地に限りません。				
	電話番号 (平日の昼間つながる番号)	携帯 自宅 勤務先 その他 ()	()	-			

※本籍、筆頭者は正しく記入されていないと交付できません。

② 必要な証明書について	本籍	山口県	市	番地までご記入ください。				
	筆頭者	未婚の方は原則父か母 既婚の方は夫か妻		戸籍のはじめに記載されている人亡くなられても変わりません。				
	誰の証明が必要ですか	氏名			生年月日	年	月	日
		請求者(①)との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫婦 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 () ※委任状や続柄(相続関係)のわかる書類が必要な場合があります。					
	戸籍 (現在の証明 一般的には親と未婚の子が記載されています)	謄本 (全部)	通	抄本 (個人)	通	450円		
	除籍 (全員が死亡・婚姻・転籍等で除籍されている証明)	謄本 (全部)	通	抄本 (個人)	通	750円		
	改製原戸籍 (周南市では平成19年10月より前の証明)	謄本 (全部)	通	抄本 (個人)	通			
	※証明書の種類が分からない時はこちらに記入。複数の証明書を発行する場合があります。							
	(氏名) の (出生・婚姻・転籍) から (婚姻・転籍・死亡・現在) までの戸籍... 組							
	(氏名) の死亡記載のある戸籍... 通 出生~死亡の手数料目安は1組3千円~4千円							
(氏名) と (氏名) の続柄がわかる戸籍... 通 重複分 必要・不要								
身分証明書 (本人以外は委任状が必要)		通	200円	受理証明書 (届)		通	350円	
独身証明書 (本人請求のみ)		通		届書記載事項証明書		通		
戸籍の附票	全員	通	200円	⇒ 記入 ⇒	■証明が必要な住所 () から ()			
	個人	通		⇒	■本籍・筆頭者の記載 あり・なし ※証明が2通以上になったり保管がない場合があります			

③ 請求理由と提出先	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 資格取得 <input type="checkbox"/> 戸籍届出 (届を提出)						
	<input type="checkbox"/> 相続 (氏名) 死亡による () 手続きに必要なため						
	<input type="checkbox"/> その他 詳しくご記入ください。						
[提出先]							
※ご記入内容の確認のためお電話することがございます。							
※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。							
令和 年 月 日 () 市・区・町・村に (届)を提出。							

請求方法	下記の(1)~(4)を同封して、下記へ送付してください。 ※裏面の説明をお読みください。					
	(1) 請求書(この用紙)を記入					
	(2) 請求者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)のコピーを用意					
	(3) 手数料の合計分の定額小為替または普通為替を郵便局(ゆうちょ銀行)で購入					
(4) 返信用封筒に切手を貼って、請求者の氏名・住所(住民登録地)を記入						
※送付先は請求者の住民登録地となるため、現在の本籍地が周南市以外で本人確認書類等で現住所が確認できない場合、住民票を提出いただくことがあります。						

送付先 (お問い合わせ)	〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 市民課(庶務担当)	☎ (0834) 22-8291
-----------------	--	------------------

郵送による請求方法（戸籍関係証明書）

① 戸籍謄抄本等郵送請求書

- ・必ず昼間に連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ・本籍（番地まで）、筆頭者の氏名は正確に記入してください。

★周南市では平成19年10月6日付けで、戸籍・戸籍の附票をコンピューター化により改製しています。改製前に婚姻や死亡などにより除籍された方は、コンピューター化後の戸籍には記載されていないのでご注意ください。

② 請求者の本人確認書類

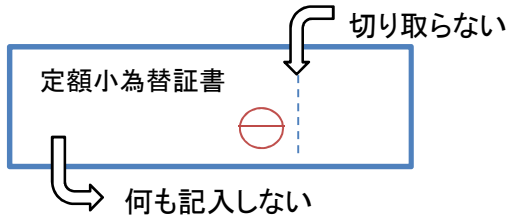
例) 運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、国民健康保険証、在留カード、後期高齢者保険証 等の写し

- ・有効期限内のもの
 - ・住所が印字されているもの（送付先住所が記載されたもの）
- ★健康保険証などで、住所が記載されていないものまたは住所が手書きで記入されている場合は、住民票（原本）などの提出が必要になる場合があります。

③ 定額小為替または普通為替(ゆうちょ銀行でお求めください)

- ・必要な証明書の種類・通数を確認し、合計手数料分をご用意ください。
- ・切手や収入印紙等では手数料として受領できません。

★亡くなった方の生まれてからの戸籍を請求される場合の手数料は、個人差があります。手数料を多めに送っていただくか、先に請求書を送っていただき後日必要な金額をご連絡することもできます。



④ 返信用封筒(請求者の氏名・住所を記入し、切手を貼る)

- ・戸籍の送付先は請求者の住民登録地に限ります。
- ・普通郵便の郵便料金不足の場合は「不足金着払」で発送します。
- ・郵便事故については責任を負いかねますので、必要に応じて簡易書留や特定記録などをご利用ください。
- ・簡易書留などの郵便料金不足の場合、おつりから切手代を頂きます。また、不足分の切手を送って頂く場合もあります。



※必要に応じて添付してください。

⑤ 請求者との関係が確認できる資料

例) 戸籍謄本の写し、契約関係書類、登記簿謄本の写し 等
(周南市の戸籍は添付しなくても構いません)

★請求者と必要な人との続柄（親子関係、相続関係等）が周南市にある戸籍で確認できない場合は、関係のわかる資料が必要です。

★直系親族以外の代理請求の場合は、委任状が必要です。

左記の①～⑤を同封して送付してください

切手

〒745-8655

周南市岐山通1-1
周南市役所
市民課 あて

お問合せ・送付先

〒745-8655
山口県周南市
岐山通1丁目1番地

周南市役所 市民課
庶務担当

TEL(0834)22-8291